# よくわかる消費生活

～消費者が知っておきたい20のこと～

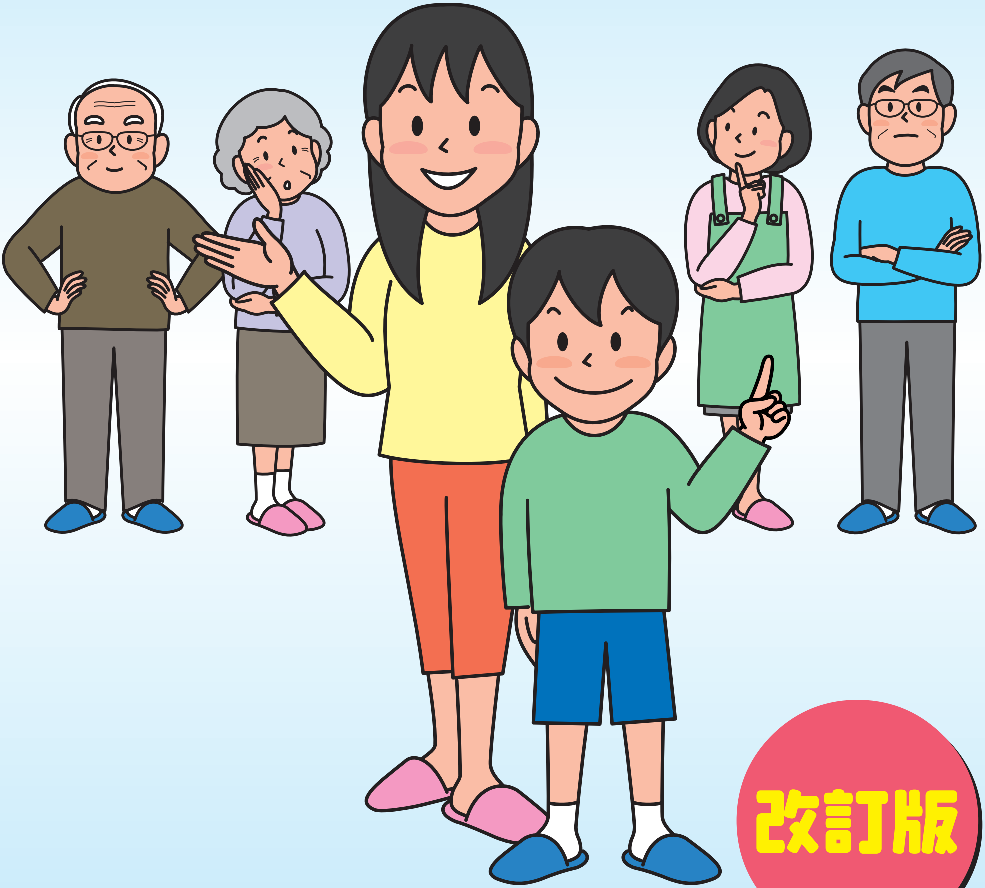

改訂版

消費者庁

# は じ め に

この本は、中学生・高校生以上を対象とした消費者教育の読本です。「消費者教育」は皆さんにとってあまり馴染みのない言葉かもしれませんが、コンビニで買い物をしたり、携帯電話やインターネットで情報を調べたり、普段みなさんが消費者として生活する場面でぜひ知っておいて欲しい内容が盛り込まれています。

消費者をめぐっては、近年、経済情勢の変化、情報化社会の進展、様々な取引をめぐるトラブル、身近な事故の多発など、その環境に大きな変化が生じています。そのような環境の変化に適確に対処できる自立した消費者になるためには、消費者が自ら進んで必要な知識を学習すること（消費者教育）が必要です。

この本の中では、消費者教育の内容を「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つに分けて紹介しています。ページに1つずつ3コママンガが載っていますので、まずはマンガだけでも読んでみましょう。

また、各項目の最後のページには「おさらいクイズ」を用意しています。分からない問題があれば、前のページに戻って文章をじっくり読んでみましょう。

この読本などを使って学習することで、みなさんが自主的かつ合理的な消費生活が送れるようになることを消費者教育は目指しています。そして、消費者教育を受けることで、個人の消費生活が豊かになるだけではなく、一市民として社会全体をよりよくする活動に積極的に参加する消費者市民となることもできるのです。

本書がみなさんの今後の消費生活のお役にたてれば幸いです。

# C O N T E N


はじめに ―― 01

消費者教育について ―― 04


## Ⅰ 安全

総論 ―― 05

1 食品の安全 ―― 06

2 製品の安全 ―― 07

3 施設の安全 ―― 08

4 事故が起きた時の対処方法 ―― 09

● おさらいクイズ ―― 10


## Ⅱ 契約・取引

総論 ―― 11

1 契約の基本 ―― 12

2 契約者が未成年者の場合 ―― 13

3 典型的なトラブル事例 ―― 14

4 トラブル事例―連鎖販売取引 ―― 15

5 クーリング・オフの方法 ―― 16

6 契約が取消できる場合 ―― 17

7 クレジットカードの管理 ―― 18

8 多重債務に陥らないために ―― 19

● おさらいクイズ ―― 20

T　S 目次

## Ⅲ 情報


総論 ―― 21

1 情報収集―メディアリテラシー ―― 22

2 情報発信―個人情報 ―― 23

3 ネットトラブル―ショッピング ―― 24

4 知的財産権 ―― 25

● おさらいクイズ ―― 26


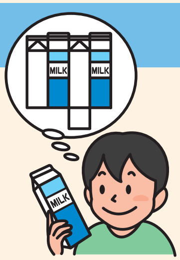


## Ⅳ 環境


総論 ―― 27

1 3R―リデュース、リユース、リサイクル ―― 28

2 環境への影響を少なくする取組み ―― 29

3 リサイクルマーク ―― 30

4 我が家の温暖化対策 ―― 31

● おさらいクイズ ―― 32

消費者ホットラインのご案内 ―― 33

おさらいクイズ答え ―― 33

# 消費者教育について

## 消費者教育を受けることは消費者の権利

1968年に成立した消費者保護基本法は、2004年に改正されて消費者基本法となりました。それまで「保護の対象」とされていた消費者が「権利の主体」となり、消費者に対し必要な情報及び「教育の機会が提供されること」は、消費者の権利であると明記されました（第2条）。また、国は、消費者の自立を支援するため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実しなければならない、ともされています（第17条）。

## わたくしたちにとって消費者教育が大切なのはなぜか

消費者教育を受けることで、商品やサービスに関する知識を得たり、さらにその知識を生活に活かす工夫を身につけることができれば、自立した個人として合理的な判断ができるようになります。そうなれば、取引で騙されたり、あるいは危険な目にあったりせずに、安心で安全な生活を送れるようになるでしょう。さらに、他の人々の生活も、将来生まれてくる人々の生活もそれぞれ大切です。その意味で、社会における自らの役割を自覚して生活できるような消費者でありたいものです。消費者教育は、それを手助けします。国は、消費者の自立を支援するために、わたくしたちが消費者教育を受ける機会を保障しなければならないのです。

## 生涯続く消費者教育

教育というと学校を思い浮かべる人が多いと思いますが、教室の中だけが消費者教育の学びの場ではありません。わたくしたちは、生まれてから、高齢者となり、やがては亡くなるまで、ほとんどの場面では消費者として生活をし続けていくのですから、消費者教育を受ける機会も生涯にわたります。

# I 安全

1st Lesson
*Safety*

　私たちの暮らしには、身近なところに事故や危害にあう危険性が潜んでいます。毎日口にする「食品」、日常的に使用する「製品」、通勤・通学や様々な活動で利用する「施設」と、本来は消費者を幸せにするはずのものが、場合により、その生命・身体の安全を脅かすものになる可能性があります。

　食品や製品に関しては、商品を購入する段階で、事前に商品テストなどの情報を確認したり、表示やマークを確認して、できるだけ安全な商品を選ぶことが大切です。また、企業からリコールや製品回収情報が出ている可能性もあるので、新聞やインターネットで確認することも大切です。

　施設に関しては、どの施設にはどのような危険があるか、過去の事故事例なども参考にしながら認識を深め、施設利用時には危険な箇所に近づかないようにすること、適切な使用をすることが必要です。

　万が一、事故が起こった時には、事故の現場を記録して証拠を残し、製造業者や販売店、施設管理者らに連絡をしましょう。

# 1 食品の安全

　BSE問題、遺伝子組み換え食品、残留農薬、食中毒事件など、消費者の食の安全が脅かされる事件が多く発生しています。私たちが安全・安心な食生活を送るためには、どうしたらよいのでしょうか？

　まず、消費者は食に対する関心を高め、食品を選ぶための知識を得ることが大切です。特に生産現場と消費者が離れている現代では、「表示」が重要な情報源になります。例えば、生鮮食品には原産地、加工食品には原材料の表示、消費期限※1 もしくは賞味期限※2、さらにアレルギー物質を含む場合はその情報も書かれています。

　また、食料自給率が40%の我が国では、地産地消で生産者の顔が見える食品を選択したり、消費者自身が自分の「五感」をみがき、本物の味が分かる味覚を持つことも、安全性を高めることにつながります。

　万一、事故が発生した時には、表示が手がかりになるので保存し、保健所等に相談・情報提供しましょう。

---

※1 消費期限：品質が劣化しやすいもの（おおむね5日以内）

※2 賞味期限：比較的劣化しにくいもの（おおむね5日を超える）

# 2 製品の安全

家庭用シュレッダーによる幼児の手指切断事故、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故など、私たちの身の回りの製品で痛ましい事故が次々と起きています。このような事故の被害を防ぐには、どうしたらよいでしょうか?

消費者は日頃から製品の「注意」「警告」の表示を確認し、正しく使用することが大切です。安全性の基準に適合した製品にはSGマークが付けられているので、上手に商品を選びましょう。

購入後は適切な使用を心がけます。長持ちしているものは品質が経年劣化しているため、点検・修理して事故を予防しましょう。

万一、製品事故が発生した時、製造事業者や輸入業者は国に事故報告をすることが義務づけられています。※ 国は、このような事故情報を収集し、広く消費者に公表して、再発防止を図っています。

また、国民生活センターなどの機関では、商品テストを行い、結果を広く公表しています。このような情報を活用し、安全なものを選択するようにしましょう。

---

※ 消費生活用製品安全法

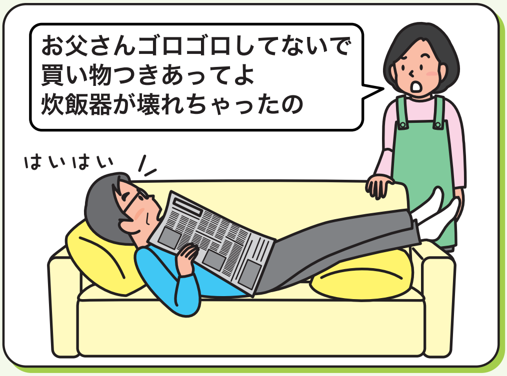


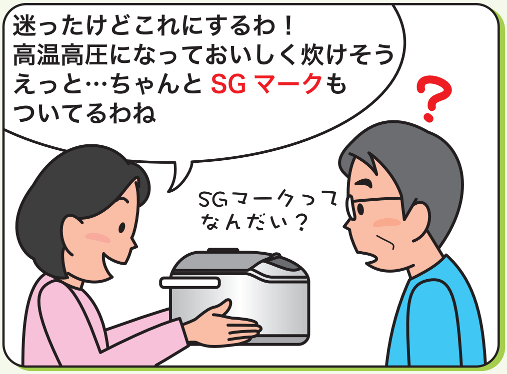

# 3 施設の安全

消費者の安全を損ねる恐れのあるものとして、食品や製品などのほか、施設があります。

施設については、近年、エレベーターやエスカレーター、プール、公園遊具、遊園地、温泉施設等で、様々な事故が多く発生しています。中には死亡にまで至る重大なものもあります。

それらの事故の中には、利用者が気をつけていても防ぎようがないものもありますが、一方で、その施設の危険性を利用者が正しく認識していたり、施設に掲示してある利用上の注意などの表示をよく読んでおけば防げる被害もあります。

施設の管理者は、定期的に安全点検を行い、「まさか」と思われるような事故を未然に防ぐよう努めることが求められています。

施設での事故は、一旦発生すると、大きな被害に結びつくケースが比較的多いと言えます。施設の管理者が注意すべきなのはもちろん、私たちも「いつものことだから大丈夫」と過信しないよう心がけることが大切です。

# 4 事故が起きた時の対処方法

製品などによる事故や危害を防ぐにためには、まず、購入・使用などの際に、その製品などの安全性について十分確認をしましょう。取扱説明書や保証書は必ず読み、保管をしておくことが大切です。

もし、事故や危害にあってしまったら、

①事故品は現状のまま保存する。

②発生状況や使用状況などは、整理して記録に残す。

③警察や消防署へ忘れず連絡すると共に、医師の診断を受けた時は診断書などを受け取る。

ことが大切です。

また、製品による事故に際し、生命・身体又は財産に損害を被った場合には「製造物責任法」という法律によって、損害賠償の請求をすることができます。

事故の紛争解決は、製造者や販売者と話し合うことから始まります。万一、解決ができない場合は、消費生活センター※1 やPLセンター※2 に相談すると良いでしょう。

※1 消費生活センター：33ページ参照

※2 PLセンター：製品の事故が発生した場合に、迅速な解決を図る民間機関。製品の分野ごとに設立されています。

# おさらいクイズ

正しい選択肢を選んでください。

**第1問** 安全な食品を購入する時、注意することは

①表示をよく見る

②色や見た目のみで判断する

（ヒントは6ページ）

**第2問** 安全な製品を購入する時、注意することは

①国民生活センター等が実施する商品テストや事故情報を参考にする

②できるだけ安い商品を選ぶ

（ヒントは7ページ）

**第3問** エスカレーターを利用する時、大切なことは

①急いでいる時に、片側をすり抜ける

②降りる時、足元に注意する

（ヒントは8ページ）

**第4問** 製品の使用時に事故が起こった時、対処方法として正しいのは

①すぐに事故品を廃棄する

②医師の診断を受けた場合は、診断書をもらう

（ヒントは9ページ）

答えは33ページへ

# Ⅱ 契約・取引

2nd Lesson
*Contract & Dealings*

私たちの日常の消費生活は、数々の契約や取引によって成り立っています。

私たちは日頃、スーパーやコンビニ、デパート、通信販売などを通じて様々な商品やサービスを購入していますが、その過程で意識するしないにかかわらず、「契約」や「取引」を行っているのです。

上手に取引するには、自分にとって本当に必要なものか、一時的に欲しいと思ったものか、少し先の自分を想像して判断することが大切です。実際に購入する時には、流行やテレビCM・広告の情報だけでなく、自ら商品について十分に調べ、価格、品質なども比較して選ぶようにしましょう。

また、契約の意味や基本的なルールをよく理解することが重要です。日頃から契約に関する文書にはよく目を通すと共に、わからないことは積極的に人に聞いて、よく考えて契約する習慣を身につけましょう。

しかし、どんなに注意していてもトラブルにあうことはあります。契約や取引の上で困ったことがあれば、一人で悩まず、できるだけ早い段階で最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

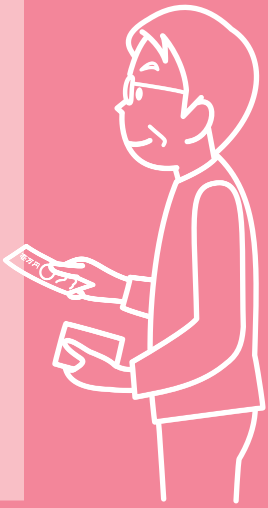

# 1 契約の基本

　あなたは最近、どのような契約をしましたか？「契約などしたことがない」、「契約などはアパートを借りる時以来していない」、と思われるかもしれません。では、次のことはどうでしょうか？
　「コンビニで買い物をした」「電車の切符を買った」「デリバリーピザを注文した」、これらは全て「**契約**」です。私たちは普段の生活のなかで多くの契約をしています。
　契約は、売り手と買い手の意思が合意したときに成立します。例えば、ケーキを買いに行き「ショートケーキ６個ください」と申し込みし、店員が「かしこまりました」と言った時です。
　また、契約書があるときだけが契約ではありません。口約束でも契約は成立しています。
　契約が成立すると、契約に基づいた権利・義務が生じるため、互いに約束したことを守る義務があります。有効に成立した契約は、勝手にやめることはできません。※

※有効に成立した契約を勝手にやめると、「違約金」や「損害賠償」などが発生します。

# 2 契約者が未成年者の場合

中高生のような20歳未満の未成年者が契約を行う場合には、法定代理人（親など）の同意が必要です。**同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。**契約を取り消すと、商品を使用した場合にもその状態で返品でき、代金は全額返金されます。

ただし、次のような場合には、契約を取り消すことができません。

①小遣いの範囲内で行った契約
②結婚している未成年者が行った契約
③未成年者が、「20歳以上である」「親の同意を得ている」などと偽った場合
④営業している未成年者が、その営業に関して行った契約
⑤成人してから契約を追認した場合

未成年者が親の印鑑を勝手に持ち出して「同意書」を作成したり、「20歳以上である」とうそをついたりした場合はどうでしょうか。相手をだまして契約をしたような場合には、契約の取り消しはできません。ただし、事業者にうそを書くようにそそのかされた場合には取り消しできます。

# 3 典型的なトラブル事例

典型的なトラブル事例として、次のようなケースがあります。

①「アンケートに答えて下さい」と街角で声をかけ、営業所等に連れて行き、商品やサービスを契約させる「**キャッチセールス**」。主に女性を対象として、化粧品や美顔器、エステの契約をさせたり、高額な絵画を契約させる場合もあります。

②「抽選に当たったので景品を取りに来て下さい」「あなたは特別モニターに選ばれました」などと販売目的を告げずに電話や電子メールで営業所へ呼び出し、商品やサービスを契約させる「**アポイントメントセールス**」。アクセサリーなどの事例が多くみられます。

③電話やメールを使って出会いの機会を作り、デートを装って恋人気分にさせ、高額商品を契約させるいわゆる**デート商法**でも商品の販売が目的であることを告げずに、電話やメールで誘い出し、断りにくい状況でアクセサリーなどの購入を勧める事例があります。これも訪問販売に該当する場合があります。

自分は大丈夫。誰もがそう思っていても、常に油断は禁物です。

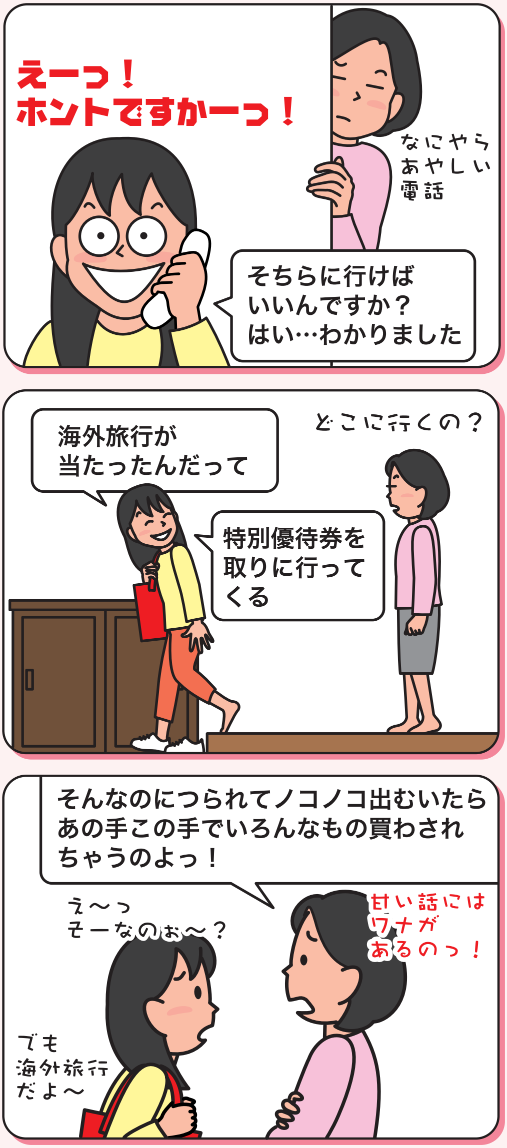

# 4 トラブル事例―連鎖販売取引※

　友人に「化粧品を買って会員になり、他の人を勧誘すると、もうかる」と誘われた。誰か化粧品の代理店になってくれる会員を勧誘して、その人が化粧品を買った代金の一部が特定利益として振り込まれるため、楽してもうけられる仕組みだという。いい話と思い契約したが、思うように会員を増やせないし、化粧品の在庫を抱えて困っている。

　このように、個人を商品などの販売員として勧誘し、さらに入会すれば利益が得られると言って商品の購入等の負担を伴う取引を行うことで、連鎖的に販売組織が拡大していくものを連鎖販売取引といいます。勧誘する時は「このビジネスに参加するだけで、誰でも簡単に○百万円がもうかる」と不実の説明される場合がありますが、思うように加入者が見つからずに、商品の支払いだけが残り、友人などを強引に誘うことで、人間関係が悪化することもあります。

　そもそもそんなに簡単にもうかる話はないと考えて、販売の仕組みが十分に理解できない時には、きっぱりと断りましょう。

---

※鎖のように次々連なる組織で販売などをすることから連鎖販売取引と言い、特定商取引法で規制されています。

# 5 クーリング・オフの方法

　契約は、いったん成立すると一方の都合で止めることはできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引に該当する場合等には、「**クーリング・オフ**」という制度により無条件で解約できることがあります。

　クーリング・オフの方法は、契約書を受け取ってから基本的に8日以内（連鎖販売取引の場合は20日間）にハガキ等に書いて通知するだけです。ハガキは両面をコピーして保存し、簡易書留等にして証拠を残します。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同じようにハガキを出します。

　クーリング・オフの詳細や不明な点は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

■クーリング・オフの通知書例

**通知書**

私は、貴社と次の契約をしましたが、
解除します。
契約年月日　〇〇年〇月〇日
商品名　〇〇氏絵画
私が支払った代金は返金してください。
受け取った商品はお引き取りください。
〇年〇月〇日
東京都×区×町×丁目×番×号
株式会社××××御中

東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

# 6 契約が取消できる場合

いつでも好きな時間にレッスンが受講できると説明されて英会話学校の契約をしたのに、実際には受講できる授業に限りがあり、予約も取れない。勧誘時の説明と事実が違うので止めたい!

このように勧誘時に重要な項目について事業者からうその説明を受け、それを事実だと思い込んで契約した場合は、消費者契約法により、契約時点にさかのぼって、契約をなかったことにできます。

この他にも、「確実にもうかる」と言われて契約した場合や、自宅などに営業員が居座り、「帰ってくれ」といっても帰らず仕方なく契約した場合も取消しができます。

実際に取消しをしたいときには、契約した時の状況を説明した文書を内容証明郵便などで事業者に通知することが必要です。取消しができる期間には限りがありますので早めに対応しましょう。※ また、契約書面や契約説明時のメモは重要な証拠になるので大切に保管しましょう。

※取消しができる期間：事実を知った時から6ヶ月、契約した時から5年。それを経過すると取消しができなくなります。

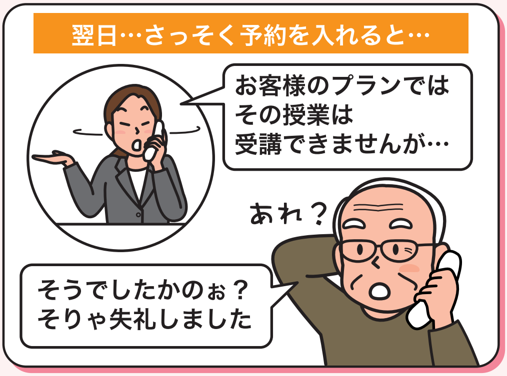

# 7 クレジットカードの管理

クレジットカードの入った財布を盗まれてしまい、後日届いた利用明細書に使った覚えのない利用代金があったとしたら、代金は払わなければいけないのでしょうか？

クレジットカードには会員規約という決まりがあり、盗難・紛失による不正使用は、警察に盗難等の届出がされた場合、一定条件を除き補償の対象となります。ただし本人の管理が不十分だった場合は、支払いを請求されることもあります。利用控えと明細書は必ず照合し、カードは人に貸したりせず、常に身に着けておくことが大切です。また、暗証番号は、第三者に推測されない番号にしましょう。

クレジットカードは、事前にカード会社から支払の保証を得ることで、現金を後払にして先に商品を手に入れることができます。いわばかたちを変えた「お金＝借金」です。自分で管理できる必要最低限の枚数にし、計画的な使い道を考えて使用する習慣を身につけましょう。

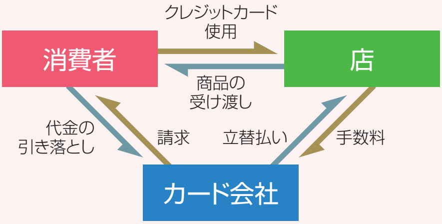


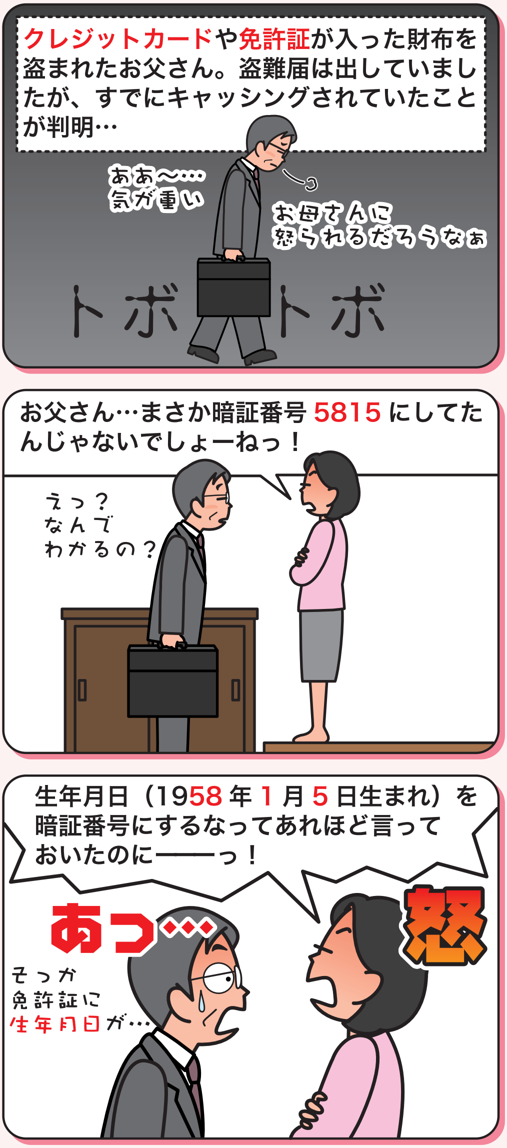

# 8 多重債務に陥らないために

最初はテレビCMなどでみた会社から気軽な気持ちで生活資金を借り入れしたのがきっかけで、その後も生活費が足りなくなると、借り入れていた。そのうち返済が苦しくなり、返済のための借金を繰り返すようになった。雪だるま式に増えた借金の返済が苦しい。

このような状態を「**多重債務**」と言い、借金返済のための借金が悪循環となり生活が破綻する人が増加しています。深刻な多重債務の根源的な要因は、貸金業者の高金利での貸付や返済能力を超える過剰融資と言われており、これを規制する法律も改正されました。※ 消費者も借り入れ前に本当に必要かどうか、利息はいくらになるのか、金利を比較検討し、慎重に考える必要があります。

万が一、多額の債務を抱えてしまった場合には、弁護士等に相談して債務整理をしましょう。必ず解決する方法があります。

借金は、将来の収入を先に使ってしまうことです。日頃から将来の生活を考えて、買い物の計画を立てたり、貯蓄を行うなどの生活設計能力を身につけましましょう。

---

※平成18年の貸金業法改正で、上限金利は年利15～20%に引下げられ、貸金業者からの総借入額が年収の1/3を超える借入は原則禁止になりました。

# おさらいクイズ

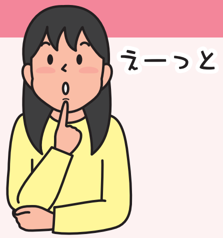


正しい選択肢を選んでください。

## 第1問

お店で買い物をする時、
契約が成立するのは?

①申込みをし、相手が承諾した時

②契約書にサインをした時

(ヒントは12ページ)

## 第2問

未成年者が親に内緒で、
店頭で携帯電話の
契約をしてしまった時、

①いったん契約した内容は
取り消すことができない

②条件を満たしていれば、
契約を取り消すことができる

(ヒントは13ページ)

## 第3問

クーリング・オフについて
正しいものは?

①デパートで買った商品も、
クーリング・オフの対象になる

②クーリング・オフ期間は
一般的に8日間
(連鎖販売取引は20日間)である

(ヒントは16ページ)

## 第4問

多重債務に陥らないために、
大切なことは?

①生活資金が不足した時、
できるだけ早めに借金をする

②不測の時に備えて貯金をしたり、
保険を検討するなど、
生活設計を立てる

(ヒントは19ページ)

答えは33ページへ

# Ⅲ 情報

3rd Lesson
*Information*

いわゆる「IT社会」の進展に伴い、以前に比べ遥かに速く情報を入手し、また発信・伝達することが可能となっています。特に携帯電話やパソコンの普及、そしてインターネットの拡がりにより、個人の利用者が容易に様々な情報を集め、また、意見等を発信することができるようになりました。

しかしながら、その利便性とともに、問題点も明らかになってきています。例えば、インターネットの情報に不用意にアクセスすると、不当請求、架空請求を受けるおそれがあります。また、ブログと呼ばれる個人の掲示板を開設等する場合には、その者の個人情報が流出して、悪用されてしまうおそれもあります。

したがって、インターネット等利用の場合は、集めた情報が有害なものか否かきちんと見極める力をつけること、また、意見や情報の発信の際、内容・表現に留意すること等が大切です。

「情報」の重要性は、今後ますます高まっていきますが、扱い次第で自分を含めた多くの人に影響を与えます。トラブル回避のため、しっかりとルールを学びましょう。

# 1 情報収集――メディアリテラシー

ネットで調べたら「美味しく食べて、やせられる」ランキング１位だったから取り寄せてみたけれど、好きな味ではなかったし、やせる効果もあまりないみたい。ほんとにやせた人ってどれくらいいたの？

携帯電話やパソコンなどの普及で、インターネットを手軽に利用できるようになり、あらゆる情報を瞬時に収集できるようになりました。その反面、ネット上で公開されている莫大な情報の正確性を見極めることが難しくなりました。インターネット上の情報は閲覧者を増やしたり、ランキングを上げるために様々な加工をすることもあります。

また、「学校裏サイト」のような匿名性の高い掲示板の悪質な書込み情報を鵜呑みにして、陰湿なネットいじめ等の深刻なトラブルへ発展する場合もあります。

情報を集めることも大切ですが、その情報の正確性を見抜き、取捨選択する力を身につけるとともに、間違った利用をしないようにしましょう。

# 2 情報発信—個人情報

　プロフとブログを作って楽しんでいたら、ある日、知られたくないことが暴露されていた。友人には笑われるし、いったい誰の仕業？

　「**ブログ**」※1や「**プロフ**」※2・動画投稿サイトなどを利用して個人が気軽に情報を発信できるようになりました。その反面、記載された個人情報を悪用して、他人の中傷や私生活の暴露なども起きています。これらは、嫌がらせやいじめの道具になるだけではなく、内容によっては名誉毀損や侮辱罪といった犯罪行為になる可能性があるので注意しましょう。

　携帯電話やパソコンのメールについても同様です。文字だけのメールは、意思疎通の手段としては誤解を生む場合があり、内容によっては相手との関係を損なう場合さえあるので注意が必要です。

　ネット上に出た情報やメールは、誰かが複写・貼付をしてしまえば消去できません。発信は慎重に、また発信する情報には責任を持つようにしましょう。基本は自分がされて嫌なことは相手にしないこと。どのような表現が適切なのか、よく考えて言葉を磨きましょう。

※1：ブログ：日記風の簡易型ホームページ
※2：プロフ：プロフィールサイトの略。プロフには、居住地、生年月日、特技などの情報や携帯電話で撮影した顔写真も公開できる。

# 3 ネットトラブル―ショッピング

「美品中古、お買い得」というブランドのバッグをネットショッピングで購入。代金を支払ったのに商品が届かない上、業者とも連絡が取れない！

近年、インターネットを通じて、様々な商品を購入できる「**ネットショッピング**」が普及しています。ネットショッピングのトラブルで多いのは、

**①代金を支払ったのに商品が届かない**

**②事業者と連絡が取れない**

という、商品が手に入る前のものと、

**③広告と届いた商品が違う、**

**④注文したものと違うものが届いた**

という、商品が届いた後のものがあります。

ネットショッピングは、クーリング・オフ制度（16ページ参照）の適用がありません。その代わりにショップは、返品に関する特約をあらかじめサイト上に表示しておく義務を負います。

ネットショッピングを楽しむ際には、ショップのネット上の評判を検索したり、HP上にあるショップ情報や取引条件を確認して、信頼できる業者かどうか判断しましょう。事業者の存在等を証明するオンライン・トラスト・マークも目安の１つになります。

オンライン・トラスト・マーク

# 4 知的財産権

安いCDは海賊版だって聞くけど、音質もまあまあだし、ジャケットコピーも本物と同じくらいきれい。でも、海賊版って買ってもいいの?

知的創造活動の成果である音楽、小説、マンガ、映画、写真、コンピュータソフトウェアといった著作物や、商品のシンボルであるブランド名等の商標等は「**知的財産**」と呼ばれ、法律により権利化されています。

しかし近年、偽ブランド品や海賊版といわれる商品が販売されています。ブランド品には商標権※があるので本来は勝手に偽ブランド品を作ることはできません。また、海賊版のCDやDVDは著作権を侵害するだけでなく、その購入によって好きなアーティストの収益を奪い、活動を困難にさせています。

著作物を使用する行為には著作権が働き、それらを行うには著作権者に確認することが必要となります。ただし、個人の使用や授業のために、コピーや送信を行うことは可能です。

※商標権：商品や包装等に付す標識である商標についての権利。商標権者は、登録した商標の独占的な使用が可能（商標法第68条）。

# おさらいクイズ

正しい選択肢を選んでください。

## 第1問

インターネットで
情報を集める時は、

①複数のサイトを比較検討する

②口コミ情報に書かれたことを
そのまま信用する

（ヒントは22ページ）

## 第2問

ブログやプロフで
情報発信する時は、

①楽しく自由に交流する場なので、
特に注意することはない

②自分がされて嫌な情報発信は避け、
発言内容には責任を持つ

（ヒントは23ページ）

## 第3問

インターネットで
買い物した商品を
返品したい時は、

①8日以内であれば
返品できる

②返品の特約がある場合のみ
返品できる

（ヒントは24ページ）

## 第4問

海賊版のCDの
購入は、

①海賊版のCDは、
著作権を侵害する違法商品である

②個人が楽しむために
購入する場合は、特に問題はない

（ヒントは25ページ）

答えは33ページへ

# Ⅳ 環境

4th Lesson
*Environment*

自分の行動が環境にどのような影響を与えているか考えたことがありますか。日々の快適な暮らしの中で、私たちは大量のエネルギー・水・その他の資源を消費しています。また、私たちが日々利用している商品やサービスの中には、それ自体が環境に悪影響を及ぼすものや、使用法や廃棄方法によっては環境への負荷が高まるものがあります。

将来の地球の環境を守るためには、限りある資源を大切に利用し、できるだけ環境への負荷の少ない商品やサービスを優先的に選ぶことが大切です。

環境への負荷の少ないものを購入することをグリーン購入と言い、普段の買物でグリーン購入を実践する人をグリーンコンシューマーと呼びます。私たち一人ひとりがグリーン購入を心がけることで企業に環境負荷の少ない商品開発を促すことができます。

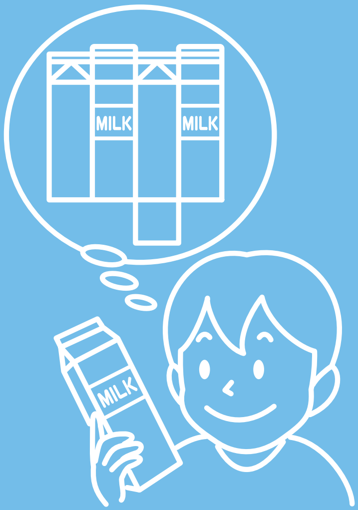

# 1 3R―リデュース、リユース、リサイクル

「3R」（スリーアール）※とは①出来るだけごみは出さない（リデュース）、②ごみにする前に再使用を試みる（リユース）、③どうしてもごみに出すものは原材料として再使用する（マテリアル・リサイクル）また、原材料としても使用できない場合はその熱エネルギーを使用する（サーマル・リサイクル）。この3つの英語表記の頭文字がRであることから来ています。

最終的に3Rでも処分できない場合はごみとして適正に処分しますが、1番大切なことはもちろん「ごみを出さないこと（リデュース）」です。

資源の消費を抑えることは、資源やエネルギーの損失を減らし環境への負荷をできる限り減らすことにつながります。この資源の中には水も含まれます。人類が利用できる水は、地球全体の水のわずか0.01%と大変貴重な資源です。次世代のことも考え、地球規模で資源の消費をリデュースするよう心がけましょう。

※3R：排出抑制＝リデュース（Reduce）、
再使用＝リユース（Reuse）、
再生利用＝リサイクル（Recycle）

# 2 環境への影響を少なくする取組み

製品の一生には**製造→輸送→販売→使用→廃棄→再利用**という流れがあります。そしてこの流れのすべての段階で、資源を使用したり、排出物を出すことにより、地球や生態系の環境に影響を与えています。

この各段階で環境への影響を客観的に測ることで、製品やその製造過程をより影響の少ないものに変革しようとする手法が「**ライフサイクルアセスメント**」です。これにより、企業は排出物の再利用の可能性を見つけ、廃棄の少ない製品を開発することも可能になります。

私たちはそのような商品を選択したり、使用済みの製品の回収に協力したり、きちんと分別してごみを廃棄したりすることで、環境への影響を減らすことに協力できます。例えば、温室効果ガスのひとつの原因である使用済みのフロンガスの回収に協力し、大気中に排出させることなく適正に処理することは地球温暖化防止につながります。

# 3 リサイクルマーク

飲料のペットボトルやアルミ缶、紙パック・包装紙など紙製品などに「**リサイクルマーク**」がついているのを知っていますか?

これらは容器包装リサイクル法という法律に基づくマークです。このマークのある容器は、事業者・消費者・市町村が各自の役割を分担してリサイクルする義務があります。また身近なところではパソコンや携帯電話も貴重な資源として回収されリサイクルされています。

リサイクルを定めた法律には、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設資材リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法などもあります。

生産者としての企業は環境問題に対する社会的責任がありますが、消費者もこうした企業の姿勢に注目し、再生品や環境に配慮したものを購入するよう心がけたいものです。またこのような消費活動を勧めたグリーン購入法という法律もあります。

〈リサイクルマークの一例〉

ペットボトル識別表示マーク　プラスチック製容器包装識別表示マーク　紙製容器包装識別表示マーク

# 4 我が家の温暖化対策

地球温暖化解決のために世界が協力して作ったのが「**京都議定書**」※です。この中で日本は温室効果ガスを6%削減することを約束しました。さらに、我が国の目標として温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを掲げ、「チャレンジ25キャンペーン」として温暖化防止のための国民的運動を展開しています。

「チャレンジ25キャンペーン」では、家庭やオフィスでできる$CO_2$削減のための「6つのチャレンジ」を提案しています。その6つとは次の通りです。

**①エコな生活スタイルを選択しよう、②省エネ製品を選択しよう、③自然を利用したエネルギーを選択しよう、④ビル・住宅のエコ化を選択しよう、⑤$CO_2$削減につながる取組を応援しよう、⑥地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう。**

例えばエアコンの設定温度を冷房28度、暖房20度にするなど、各自が自らの生活の中でできることからチャレンジすることで、環境問題への社会的な取組の必要性や次世代へのつながりの重要性が理解できることでしょう。

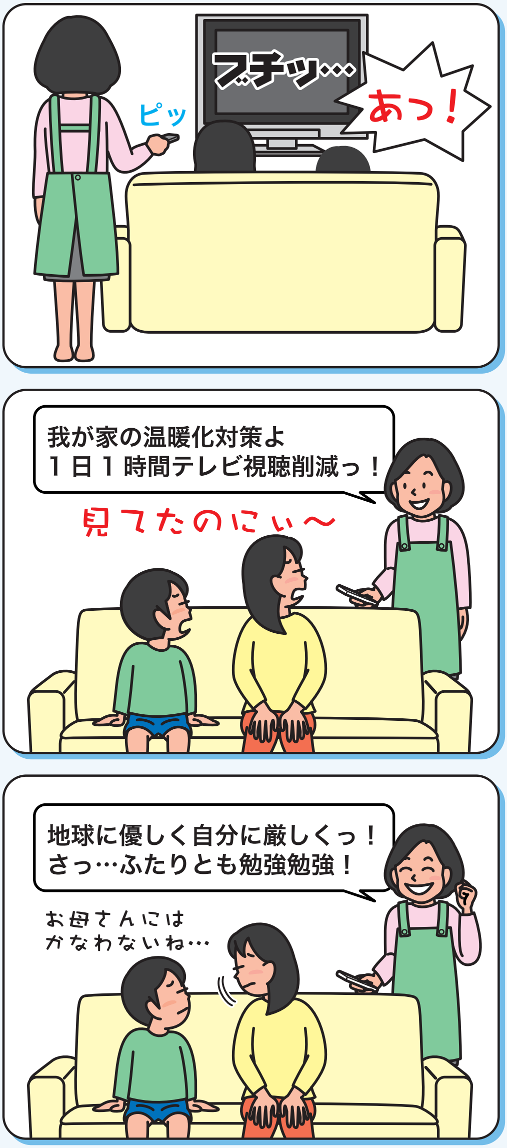


※京都議定書：1997年の地球温暖化防止京都会議で議決した議定書。温室効果ガスの排出量について先進国全体で少なくとも5%の削減が目標となっている。

# おさらいクイズ

当てはまる項目に○をつけてください。

**第1問** 3Rの中でも大切なことは、

①できるだけごみを出さないようにする

②たくさん消費して、なるべく早くごみにする

（ヒントは28ページ）

**第2問** 環境への影響を少なくする取組みとしては、

①製品の製造から廃棄･再利用にいたる各段階で廃棄物を減らす。

②ビールを飲まないようにする

（ヒントは29ページ）

**第3問** 次のうち、リサイクルマークは?

①

②

（ヒントは30ページ）

**第4問** 私たちにできる温暖化対策は、

①エアコンの設定温度を冷房28度、暖房20度にする

②温度を下げるため、水を出し続ける

（ヒントは31ページ）

答えは33ページへ

# おかしいな、困ったなと思ったら一人で悩まず相談しましょう。

地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。
消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。
一人で悩まずに電話してみましょう。

## 消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ　守 ろ う よ、　み ん な を！

**0570-064-370**

■最寄りの消費生活センター（消費生活相談窓口）の電話番号

お住まいの地域の消費生活センターは国民生活センターのホームページで確認できます。
http://www.kokusen.go.jp/map/index.html

## おさらいクイズ答え

**P10　安全おさらいクイズ**

第1問　①　第2問　①
第3問　②　第4問　②

**P20　契約・取引おさらいクイズ**

第1問　①　第2問　②
第3問　②　第4問　②

**P26　情報おさらいクイズ**

第1問　①　第2問　②
第3問　②　第4問　①

**P32　環境おさらいクイズ**

第1問　①　第2問　①
第3問　①　第4問　①

製作／財団法人消費者教育支援センター
著作／消費者庁
イラストレーション/keiko
発行日/2008年3月・改訂版発行/2012年3月

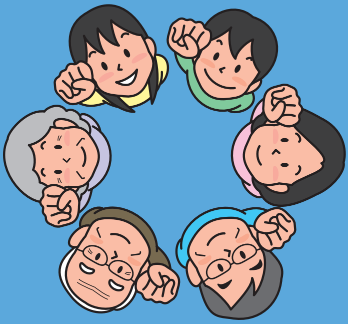

# よくわかる消費生活 改訂版

～消費者が知っておきたい20のこと～

消費者教育に関する情報収集には、「消費者庁消費者教育ポータルサイト」をご活用ください。
http://www.caa.go.jp/kportal/index.php